

第 2 回 臨 時 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和5年3月27日（月）午前11時00分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 教 育 長 與 田 敏 樹  
委 員 山 川 俊 郎  
委 員 加 屋 本 旬  
委 員 信 夫 恵美子  
欠 席 者 委 員 菅 沼 由 美
4. 事務局 教育総務課長 倍 楼 司  
学校教育課長 柴 田 憲  
学校給食センター長 福 永 崇 弘  
生涯教育課長 竹 内 圭 介  
スポーツ振興課長 高 橋 雅 貴  
教育総務課庶務係長 三 浦 啓 輔  
教育総務課庶務係 大 竹 亮 司
5. 教育長の報告 報告第 1 号 公民館・多目的会館管理人の委嘱について
6. 附議事件 議案第16号 七飯町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の  
廃止について  
議案第17号 七飯町立学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正につい  
て  
議案第18号 七飯町学校教育指導主事の任用について  
議案第19号 七飯町教育支援センター教育支援指導員の任用について  
議案第20号 生涯学習推進アドバイザーの任用について  
議案第21号 七飯町社会教育委員の委嘱について  
議案第22号 公民館館長の任命について  
議案第23号 公民館・多目的会館管理人の委嘱について
7. 閉 会 午前11時20分
8. 会議の概要 会議の概要は別紙のとおりである。
9. 署 名 教育長 與田 敏樹

委 員 信 夫 恵美子

調整者 三浦 啓輔

別紙

- 與田教育長 : ただいまから令和5年第2回臨時七飯町教育委員会議を開催いたします。  
本日の会議につきましては菅沼委員が欠席でございます。このため、信夫委員に会議録署名委員をお願いいたします。  
それでは、3の教育長の報告、報告第1号公民館・多目的会館管理人の委嘱について事務局よりお願いいたします。
- 生涯教育課長 : それでは、報告第1号公民館・多目的会館管理人の委嘱について説明申し上げます。  
公民館・多目的会館管理人の委嘱に関する基準に基づき、下記の者に委嘱状を交付したので、報告いたしました。  
下記の者とは、1、退職する者として、令和5年2月28日付で、大沼多目的会館の管理人が退職されました。  
2の新たに委嘱する者として、下記の者に委嘱するものでございます。住所、年齢等については記載のとおりとなっております。  
なお、委嘱期間につきましては、前任者の在任期間となる令和5年3月1日から3月31日までの1か月間で委嘱と決まっておりますので、御報告させていただきます。  
報告は以上でございます。
- 與田教育長 : これについては、特段ないですか。
- 全員 : (はい)
- 與田教育長 : それでは、報告第1号公民館・多目的会館管理人の委嘱については、報告済みとさせていただきます。  
続きまして、附議事件になります。議案第16号七飯町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止について、事務局よりお願いいたします。
- 教育総務課長 : 議案第16号七飯町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止について御説明を申し上げます。  
七飯町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する訓令を次のように制定することについて議決を求めるものでございます。  
それでは、議案関係資料、資料1を御覧願いたいと思います。  
1、提案理由です。令和3年5月「個人情報の保護に関する法律」の改正があり、令和5年4月1日に施行されることとなりました。この改正に伴い、令和5年3月議会において、現在、七飯町で運用している「七飯町個人情報保護条例」及び「七飯町特定個人情報保護条例」を廃止し「七飯町個人情報保護法施行条例」及び「七飯町個人情報保護審査会条例」の制定について議決されたところでございます。  
今後、教育委員会が保有する個人情報については、これらの条例により適用されることになり、現行規則は法令の根拠がなくなることから廃止をするものでございます。  
2の廃止内容でございます。七飯町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止するというものでございます。  
3の施行期日でございます。この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係規則の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行するというので、実際に施行する日については、令和5年4月1日でございます。  
提案説明は以上でございます。

與田教育長 : それでは、議案第16号七飯町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止について提案説明を申し上げましたが、御質問、御意見等ございますか。  
よろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : それでは、議案第16号七飯町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止については、原案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。ありがとうございます。  
では、議案第17号七飯町立学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

教育総務課長 : 議案第17号七飯町立学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正について、御説明申し上げます。

七飯町立学校対外競技等参加経費補助要綱の一部を改正する訓令を次のように制定することについて、議決を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料の資料2を御覧願いたいと思います。

1の改正理由でございます。本要綱は、七飯町立学校が学校教育活動として行われる対外競技等に参加する場合において、児童生徒や引率教員等に対し経費の一部を補助するものでありますが、令和3年度に要綱を改正した際に修正すべきだった点について、各種条件や対象競技の明確化、行程の基準に基づいて文言の整理を含め、下記のとおり改正するものでございます。

補足でございます。現状、取扱している内容で、不備のあるところを修正するものでございます。制度そのものの変更を伴うものではありません。

2の改正内容でございます。第1条中、対象者として「部活動指導者及び外部指導者」を追加いたします。第2条中、対外競技等の定義として現状を踏まえ、「北海道中体連、北海道吹奏楽連盟等」にそれぞれ「渡島中体連」、「函館地区吹奏楽部連盟」を追加し、主催事業だけだった競技を共催及び後援に改め、第2項として「その他教育長が特に必要と認めるもの」を追加いたします。

第3条に、第3号として、「その他教育長が認める大会」を追加いたします。

第4条第3号中、宿泊料について「ただし、地区大会は含まない」を追加いたします。同条第4号中、補助する日程について「地区大会を除き道内大会及び道外大会は、競技開始の前日から競技終了の日までの間を上限とする」に修正いたします。

第5条第1項中、「要綱」を「要項」に修正し、第2項として「教育長が必要と認める場合」として、その理由を記載する必要がある場合に追加いたします。

3の施行期日として、この訓令は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

與田教育長 : 以上、議案第17号七飯町立学校対外競技等参加経費補助要項について提案説明申し上げました。御質問、御意見等ございますか。よろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。

議案第17号七飯町立学校対外競技等参加経費補助要項の一部改正については、提案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第18号七飯町学校教育指導主事の任用についてから議案第23号公民館・多目的区会館管理人の委嘱についてまで、人事案件でござ

いますので、一括して提案させていただいて、承認については、それぞれ承認してもらいたいと思いますが、そのようでもよろしいですか。

全員：（はい）

與田教育長：ありがとうございます。

それでは、議案第18号七飯町学校教育指導主事の任用についてから、順次、提案説明お願いいたします。

学校教育課長：議案第18号七飯町学校教育指導主事の任用について提案説明申し上げます。現学校教育指導主事2名につきまして、任用期間が終了することから、新たに任用を行うため、七飯町学校教育指導主事の設置に関する規則第5条の規定により、議決を求めるものでございます。

記といたしまして、任用したい者の氏名、住所、年齢及び任用月日等は記載のとおりとなっております。なお、任用期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

続きまして、議案第19号七飯町教育支援センター教育支援指導員の任用について提案説明申し上げます。

現教育支援センター教育支援指導員2名につきまして、任用期間が終了することから、新たに任用を行うため、七飯町教育支援センター設置要綱第10条第2項の規定により、議決を求めるものでございます、

記といたしまして、任用したい者の氏名、住所、年齢及び任用月日等は記載のとおりとなっております。なお、任用期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

提案説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

生涯教育課長：それでは、続きまして、議案第20号生涯学習推進アドバイザーの任用について、提案説明を申し上げます。

生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則第4条の規定により、下記の者を生涯学習推進アドバイザーに任用したいので、議決を求めるものでございます。

下記の者とは2名、氏名、住所、年齢等については記載のとおりとなっております。両名とも再任で、任用期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となります。

提案説明は以上でございます。

続きまして、議案第21号七飯町社会教育委員の委嘱について提案説明を申し上げます。

七飯町社会教育委員の定数及び任期等に関する条例第1条第2項の規定により、下記の者を七飯町社会教育委員として委嘱したいので議決を求めるものでございます。

下記の者とは8名で、氏名、住所、年齢につきましては、記載のとおりとなっております。4名が新任、残り4名が再任という形となっております。委嘱期間につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

続きまして、議案第22号公民館館長の任命について、提案説明を申し上げます。

社会教育法第27条、第28条及び公民館の設置及び運営に関する基準第8条の規定により、下記の者を公民館館長に任命したいので、議決を求めるものでございます。

下記の者とは1名で、氏名、年齢等につきましては、記載のとおりとなっております。なお、任命期間につきましては、記載されている役職名の在職

期間とするものでございます。

提案説明は以上でございます。

続きまして、議案第23号公民館・多目的会館管理人の委嘱について、提案説明を申し上げます。

公民館・多目的会館管理人の委嘱に関する基準に基づき、下記の者を管理人として委嘱したいので、議決を求めるものでございます。

下記の者とは4名で、氏名、住所、年齢につきましては、記載のとおりとなっております。委嘱期間につきましては、4名ともに令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

提案説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

與田教育長 : それでは、議案第18号七飯町学校教育指導主事の任用から、議案第23号公民館・多目的会館管理人の委嘱についてまで、一括して提案説明申し上げます。

これから、御意見、御質問等を行いますが、それぞれ1号ずつやってまいりますので、よろしくお願いいたします。

議案第18号七飯町学校教育指導主事の任用について、御質問、御意見等ございますか。

全員 : (なし)

與田教育長 : ありがとうございます。

では、議案第18号七飯町学校教育指導主事の任用については、原案のとおり御承認賜ったこととさせていただきます。

続きまして、議案第19号七飯町教育支援センター教育支援指導員の任用について、御質問、御意見等ございますか。

全員 : (なし)

與田教育長 : ありがとうございます。

では、議案第19号七飯町教育支援センター教育支援指導員の任用については、原案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第20号生涯学習推進アドバイザーの任用について、御質問、御意見等ございますか。

全員 : (なし)

與田教育長 : ありがとうございます。

では、議案第20号生涯学習推進アドバイザーの任用について、原案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第21号七飯町社会教育委員の委嘱について、御質問、御意見等ございますか。

全員 : (なし)

與田教育長 : ありがとうございます。

では、議案第21号七飯町社会教育委員の委嘱については、提案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第22号公民館館長の任命について、御質問、御意見等ございますか。

加屋本委員。

加屋本委員 : 単純なことなのですが、次の第23号と関連して、藤城だけ公民館長と管理人がいるということでしょうか。

生涯教育課長 : 公民館の館長なのですが、藤城につきましては藤城小学校の校長先生で、峠下は峠下小学校の校長先生で、大沼の多目的会館につきましては、大沼岳

陽学校の校長先生にそれぞれ委嘱をしております、今回は藤城小の校長先生が異動になることから、新たに校長先生が着任後、在職期間中委嘱するというので今回、委嘱しております。

加屋本委員 : 大川コミュニティーセンターの場合、センター長みたいなものは生涯教育課長が兼ねているのですか。

生涯教育課長 : はい。

加屋本委員 : 了解いたしました。

與田教育長 : よろしいですか、ありがとうございます。

議案第22号公民館館長の任命について、提案のとおり御承認賜ったものとさせていただきますよろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : 議案第23号公民館・多目的会館管理人の委嘱について、御質問、御意見等ございますか。

全員 : (なし)

與田教育長 : ありがとうございます。

議案第23号公民館・多目的会館管理人の委嘱について、提案のとおり御承認賜ったものさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和5年第2回臨時七飯町教育委員会議を終了させていただきます。ありがとうございました。